

議案資料

令和 8 年

上尾市教育委員会 1 月定例会 議案（追加）資料

目 次

議案第 3 号 資料	1
議案第 4 号 資料	6
議案第 6 号 資料	11

○上尾市教育委員会公告式規則

平成20年10月24日教育委員会規則第11号

改正

平成27年3月31日教育委員会規則第3号

上尾市教育委員会公告式規則

上尾市教育委員会公告式規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会規則の公布)

第2条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、教育長が署名しなければならない。

2 教育委員会規則の公布は、上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示してこれを行う。

(訓令の公布)

第3条 教育委員会の定める訓令を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日並びに教育委員会名及び教育長名を記入して、教育長印を押さなければならない。

2 教育長の定める訓令を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日並びに教育委員会名及び教育長名を記入して、教育長印を押さなければならない。

3 前条第2項の規定は、教育委員会又は教育長の定める訓令の公布の方法について準用する。

(教育委員会規則等の施行期日の特例)

第4条 教育委員会規則及び教育委員会又は教育長の定める訓令は、それぞれ当該教育委員会規則又は訓令をもって特に施行期日を定めることができる。

(教育委員会が行う告示の方法)

第5条 第2条第2項の規定は、教育委員会が、その権限に属する事務に関する事項で公表を要するものに関して行う告示の方法について準用する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の上尾市教育委員会會議規則、第2条の規定による改正後の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正後の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正後の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正後の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正後の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の上尾市教育委員会會議規則、第2条の規定による改正前の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正前の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正前の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正前の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正前の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正前の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則並びに第8条の規定による廃止前の上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、なおその効力を有する。

上尾市公告式条例の一部を改正する条例新旧対照表

上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）

改正案	現行
(条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、市のホームページに設置した掲示場に掲示すること（公布する事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。）により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、市の事務所に設置した掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。	(条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。
(規則及び規程の公布) 第3条 市長の定める規則及び規程（公表を要するものに限る。以下同じ。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の規則	(規則に関する準用) 第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。 (規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。 2 第2条第2項の規定は、前項の規

及び規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公布)

第4条 第2条第2項及び前条第1項

の規定は、市の機関（市長及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程の公布について

準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条

の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第5条 市長又は市の機関の定める規則又は規程

は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(補則)

第6条 他の法令等に定めがある場合を除き、法令の規定により市又は市長若しくは市の機関がしなければならない告示、公告その他の周知を要するものについては、第2条第2項及び第3条第1項の規定の例により行う。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は教育委員会を除く市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるものを除き、法令の規定により本市又は市長若しくは市のその他の機関がしなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するものについては、第2条第2項の例により別表の掲示場に掲示してこれを行う。

別表 (第2条、第7条関係)

掲示場所

上尾市役所前掲示場

上尾市役所平方支所前掲示場

上尾市役所原市支所前掲示場

上尾市役所大石支所前掲示場

上尾市役所上平支所前掲示場

上尾市役所大谷支所前掲示場

上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則新旧対照表
上尾市教育委員会聴聞手続規則（平成10年上尾市教委規則第6号）

改 正 案	現 行
(聴聞の期日における審理の公開) 第9条 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨並びに聴聞の期日及び場所を上尾市教育委員会公告式規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第3号） <u>の規定によりその例によることとされる上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）</u> 第2条第2項に規定する市のホームページに設置した掲示場に掲示する _____ものとする。ただし、同項ただし書に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、同項ただし書に規定する掲示場に掲示するものとする。	(聴聞の期日における審理の公開) 第9条 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨並びに聴聞の期日及び場所を上尾市教育委員会公告式規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第3号） <u>に規定する掲示場に掲示するとともに、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。</u> _____
2 行政庁は、前項の規定による掲示を行ったときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。	

○上尾市教育委員会聴聞手続規則

平成10年10月1日教育委員会規則第6号

改正

平成22年3月25日教育委員会規則第3号

令和3年7月26日教育委員会規則第5号

上尾市教育委員会聴聞手続規則

(趣旨等)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び上尾市行政手続条例（平成10年上尾市条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法又は条例の規定に基づき行政庁が行う聴聞に関する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 聽聞に関する手続に関するこの規則に規定する事項について、他の法令（法第2条第1号に規定する法令をいう。）に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政庁 上尾市教育委員会又はその管理に属する行政庁をいう。
- (2) 当事者 法第16条第1項又は条例第16条第1項に規定する当事者をいう。
- (3) 主宰者 法第17条第1項又は条例第17条第1項に規定する主宰者をいう。
- (4) 関係人 法第17条第1項又は条例第17条第1項に規定する関係人をいう。
- (5) 参加人 法第17条第2項又は条例第17条第2項に規定する参加人をいう。
- (6) 当事者等 法第18条第1項又は条例第18条第1項に規定する当事者等をいう。
- (7) 聽聞調書 法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書をいう。
- (8) 報告書 法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書をいう。

(聴聞の期日の変更)

第3条 行政庁が法第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、正当な理由があるときは、行政庁に対し、当該聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権で、当該聴聞の期日を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）

に通知しなければならない。

4 前3項の規定は、主宰者が法第22条第2項の規定による通知をした場合における聴聞の期日の変更について準用する。この場合において、前3項中「行政庁」とあるのは「主宰者」と、第1項中「第15条第1項」とあるのは「第22条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する法第15条第3項」と読み替えるものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第4条 関係人は、法第17条第1項の規定による許可を受けようとするときは、聴聞の期日の5日前までに聴聞参加許可申請書（第1号様式）を主宰者に提出するものとする。

2 主宰者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、当該関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第5条 法第18条第1項の規定による資料の閲覧の請求は、資料閲覧請求書（第2号様式）を行政庁に提出して行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求は、口頭ですることができる。

2 行政庁は、法第18条第1項の規定による資料の閲覧の請求（次項に規定する請求を除く。）があつた場合において、閲覧させることと決定したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見の陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 行政庁は、法第18条第2項に規定する資料の閲覧の請求があつた場合において、閲覧せることと決定したときは、当該審理において閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名)

第6条 法第19条第1項の規定による指名は、法第15条第1項の規定による通知をする時までに行うものとする。

2 主宰者が 法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続等)

第7条 当事者又は参加人は、法第20条第3項の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の5日

前までに補佐人出頭許可申請書（第3号様式）を主宰者に提出するものとする。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第8条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するため必要があると認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか 聽聞の期日における審理の秩序を維持するため、その審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置を執ることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第9条 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨並びに聴聞の期日及び場所を上尾市教育委員会公告式規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第3号）に規定する掲示場に掲示するとともに、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第10条 主宰者は、聴聞調書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 主宰者の職名及び氏名
- (4) 聆聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人（以下この項において「聴聞関係者」という。）の氏名及び住所並びに行政庁の職員の職名及び氏名
- (5) 聆聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該当事者（代理人を含む。）が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 聴聞関係者の陳述（陳述書によるものを含む。）及び行政庁の職員の説明の要旨
- (7) 証拠書類又は証拠物が提出された場合には、その標目
- (8) その他参考となる事項

- 2 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適當と認めるものを添付してその一部とすることができる。
- 3 主宰者は、報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 意見及びその理由
 - (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 法第24条第4項の規定による聴聞調書又は報告書の閲覧の請求は、行政庁（聴聞の終結前に聴聞調書の閲覧を求めようとする場合にあっては、主宰者）に聴聞調書・報告書閲覧請求書（第4号様式）を提出して行うものとする。

- 2 行政庁又は主宰者は、法第24条第4項の規定による聴聞調書又は報告書の閲覧の請求があつた場合において、その場で閲覧させることができないときは、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

(条例に基づく聴聞の手続)

第12条 第3条から前条までの規定は、条例の規定に基づき行政庁が行う聴聞に関する手続について準用する。この場合において、第3条第1項、第3項及び第4項、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第1項、第9条並びに前条中「法」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの上尾市教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年7月26日教委規則第5号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

【11ページ 非公開】